

仏壇公正取引準備委員会ニュース vol.3

仏壇公正取引準備委員会発行

東京都中央区銀座 7-14-3 松慶ビル (全宗協事務局内) TEL 03 (3546) 8550

公正競争規約、消費者庁認可の見通し 規約案は多くの方々のご意見を反映した内容に

仏壇公正取引準備委員会は昨年、東京・名古屋・大阪・広島・福岡の五会場で、今年一月には仙台での説明会を開催し、品質表示・原産国表示内容、店頭やチラシでの表示方法などに関しての原案が経済産業省により説明され、準備委員会への登録が呼びかけられてきました。準備委員会には多くの方々のご賛同を頂き、六月現在で八百六十社の登録を頂いております。

規約は業界全体のルールとして効力 認可の後は表示実施のため一年の移行期間

品質表示と原産地表示の原案は説明会で皆様にご案内してきましたが、準備委員会から選ばれたメンバーと学識者・消費生活指導員・材木業者を交えたワーキンググループが三月十一日以降四回開催され、細部にわたって表示案の検討が続けられました。

また、三月九日には準備委員会から選ばれた仏壇小売店・仏壇メーカーからなる二十七人で構成される発起人が結成

されました。

五月十三日に開催された発起人会以降はワーキンググループから提出された最終報告案に対して熱心な議論が交わされ、五月二十六日の第四回発起人会において規約案がまとまりました(金仏壇原産

六月十四日には表示連絡会で説明会が開催されました。表示連絡会とは消費者団体・業界団体及び学識経験者との意見交換の場で、規約案に関しての質疑応答が行われ、修正点を加えた規約案は現在「パブリック・コメント」と呼ばれる制度に基づき、一ヶ月の間一般の方々にご公開されております。

今後、最終案は消費者庁に申請され、法的な検討が行われ問題がなければ年内にも正式認可となります。

公正競争規約が認可された場合、表示等への移行期間として約一年の猶予期間が設け

地表示等一部のガイドラインに関しては小委員会にて継続審議。

最終規約案は説明会でお寄せ頂いた多くの質問、ワーキンググループでの検討、さら

社であるメーカー・問屋も仏壇カタログに表示することが義務付けられます。

仏壇公正取引協議会への登録社には公正マークが与えられ、店頭・チラシ・ホームページ上の公正マークの使用が認められお客様への信頼を生み出すこととなります。

準備委員会は仏壇公正取引協議会に 登録は年会費の振り込みにより行われます

これまで仏壇公正取引準備

委員会として皆様のご協力の下で活動してきましたが、経済産業省や消費者庁との折衝も進み、公正競争規約案は年内にも消費者庁から認定される見通しです。

公正競争規約案が消費者庁から認定されますと、これから活動して来た仏壇公正取引準備委員会は、仏壇公正取引協議会として活動することになります。

現在、準備委員会に登録し

から、将来の指針となる規約内容となっております。

規約案に関しては経済産業省ホームページで公開されております(経産省トップページ) 審議会・研究会・製造産業界局。

公正競争規約は登録社のみならず業界全体の規約となりますので、協議会へ不参加の企業でも何かトラブルがあった場合には規約に基づいて裁定されることとなります。

規約内容等に関しては今後専用ホームページが開設される予定です。

て頂いております皆様には今後、仏壇公正取引協議会への登録が必要となります。仏壇公正取引協議会への登録は裏面と別紙書面にてご案内しました通り、年会費のお振り込みを以て登録とさせていただきます。また、未登録の方で仏壇公正取引協議会の趣旨・活動にご賛同頂ける方も是非ご登録下さい。

協賛金のご協力と

年会費のお振り込みのお願い

年会費振込により仏壇公正取引協議会登録となります

仏壇公正取引準備委員会は活動のための資金が不足しており、関係諸団体をはじめ皆様に協賛金をお願いしております。別紙書面にてご案内しました通り、協賛金は一口一万円で、多くの方々のご協力をお願い申し上げます。

また、消費者庁による公正競争規約認定の見通しが立ったことから、準備委員会に登録して頂いた皆様に年会費振込のお願いをすることとなりました。年会費のお振り込みにより、今後設立される仏壇公正取引協議会への登録が行われ、初年度の年会費とさせていただきます。

年会費は発起人会で様々な検討を行った結果、別紙案内で示した通り、仏壇本体売上規模（年間）に応じた内容となりました。

登録して頂いた方には公正競争規約認定後、公正マークをお送り致します。この公

正マークは店頭表示すること、規約に沿った産地表示・

品質表示を実施する仏壇店としてお客様にご案内することが可能となります。公正マークは信頼の証となるだけに、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

表示の実際例をご覧ください

原産国表示・品質表示基準は経産省ホームページで

<チラシへの表示例>

仏壇の
株式会社〇〇〇〇
千代田区醜ヶ関1-3-1
03-1234-XXXX

金仏壇 唐木仏壇

※広告ごと一括表示可能。
(事業者名) 株式会社〇〇
(住所) 東京都千代田区〇〇

<唐木仏壇>

商品名 〇〇〇
正面表面材 台輪 黒檀薄板貼り
戸板 黒檀薄板貼り
大戸軸 黒檀薄板貼り
原産国 日本
外形寸法 〇cm×〇cm×〇cm
(幅×奥行き×高さ)
販売価格 〇〇〇,〇〇〇円

<唐木仏壇・本体の表示例>

商品名 〇〇〇〇
原産国 日本
事業者名 株式会社〇〇
住所 東京都千代田区〇〇

<金仏壇>

商品名 〇〇〇〇
正面表面仕上げ 台輪 漆仕上げ
大戸 漆仕上げ
原産国 日本
外形寸法 〇cm×〇cm×〇cm
(幅×奥行き×高さ)
販売価格 〇〇〇,〇〇〇円

<金仏壇・本体の表示例>

商品名 〇〇〇〇
原産国 日本
事業者名 株式会社〇〇
住所 東京都千代田区〇〇

公正競争規約が正式認可されますと、登録社の皆様は一年間の移行期間の中で規約に沿った原産地表示・品質表示実施することになります。

原産地表示・品質表示の基準は多岐に及びますので、一面で紹介しました経産省のホームページをご参照下さい。

店頭における表示事項は以下の通りとなっております。

(1) 金仏壇
①商品名、②木地主材料、③正面表面仕上げ、④主な金箔粉等、⑤原産国に関する表示、⑥外形寸法、⑦販売価格。

(2) 唐木仏壇
①商品名、②正面表面材、③主芯材、④表面仕上げ、⑤原産国に関する表示、⑥外形寸法、⑦販売価格 ※②正面表面材については、台輪(上台輪も含む)、戸板、大戸軸について表示。

(3) その他の仏壇と称する商品(家具調仏壇など・ガイドラインで規定)

<唐木仏壇の店頭表示例>

商品名	〇〇〇
正面表面材	台輪 黒檀薄板貼り 戸板 黒檀薄板貼り 大戸軸 黒檀薄板貼り
主芯材	天然木材
表面仕上げ	ウレタン仕上げ
原産国	日本
外形寸法	〇cm×〇cm×〇cm (幅×奥行き×高さ)
販売価格	〇〇〇,〇〇〇円

<金仏壇の店頭表示例>

商品名	〇〇〇〇
木地主材料	ヒノキ
正面表面仕上げ	台輪 漆仕上げ 大戸 漆仕上げ
主な金箔粉等	金箔
原産国	日本
外形寸法	〇cm×〇cm×〇cm (幅×奥行き×高さ)
販売価格	〇〇〇,〇〇〇円